

利用規約

店舗名 姿勢改善パーソナルピラティス&メディカル Us Flow（以下、当施設といいます）のご利用に際し、下記の事項を厳守されますようご理解・ご協力をお願い申し上げます。

第1条

当施設の運営・管理（会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は株式会社ツムグが行います。

第2条

当施設に入会できる方は、各要件を満たし、当施設の趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。また、当施設を利用いただけるのは、医師から運動を禁じられていない方とします。暴力団構成員、会員の潤滑な施設利用に支障を来す可能性がある方、その他当施設が不適當と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

第3条

当施設に入会する方は所定の入会手続きを行い、当施設の承認を得た上、定める会費・入会諸費用、ご利用プランに応じた費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担するものとします。

第4条

会員は、当施設の定める入会金を、所定の方法で当施設に支払わなければなりません。なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

第5条

当施設は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

1. 当施設の定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。（除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。）
2. 当施設の施設・機材を故意に毀損したとき。
3. 本規約、その他当施設が定める規則に違反したとき。
4. 当施設の名誉や信用を毀損、または秩序を乱したとき。

5. 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
6. 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
7. 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
8. 当施設の合理的な指示・指導に従わないとき。
9. その他当施設が、社会通念に照らし、当施設会員としてふさわしくないと認めたとき。

第6条

会員は、当施設の定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は当施設が定めるものとします。

第7条

1. 運動中、何らかの変化が現れる可能性があります。これらには、血圧異常、めまい、不整脈、頻脈や徐脈などがあり、場合によっては心臓発作、脳卒中および死亡事故も含まれます。それに対し運動中適切な管理体制をとり、これらの事故の危険性を最小限にするあらゆる努力がなされます。それに熟練したスタッフが生じる可能性のある異常事態に常に対処できるよう準備しています。
2. 当施設が提供するトレーニングやコンディショニングなどは、その改善を示唆する十分な証拠に基づいておりますが、絶対的な効果を保証するものではありません。
3. トレーニング中に体調が悪くなった場合、今まで経験のない異常な疲労感や、頻脈・動悸・胸の痛み、その他の異常感を感じた場合は、速やかに担当のトレーナーに報告下さい。また事前に過去の病歴・現在の服用中の薬についてはすべてお話し頂く義務が生じます。トレーニング最中またはコース契約期間中に起きた体調不良については一切責任は負いかねますのでご了承ください。

第8条

ご予約のキャンセルにつきましては、ご予約日前日の24時まで受け付けております。それ以降の変更・キャンセルにつきましては1回分の消化とさせていただきますので、ご了承ください。

第9条

当施設は、原則として別紙に表記する日を定休日及び季節休業とします。また、その定休日及び季節休業のほか、諸施設の補修、会場整備、その他当施設の都合により休業することがあります。なお、休業に関してのお知らせは原則として2週間前までにお知らせ致します。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

第 10 条

当施設は、次の事由により当施設の一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。

1. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で当施設の業務遂行に支障があるとき。
2. 施設の改造または補修工事実施のとき。
3. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
4. 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
5. その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

第 11 条

1. 会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して、当施設の施設を利用するものとします。
2. 当施設は、会員が当施設の施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、当施設の責めに帰すべき事由がない限り、責任は負いません。会員同士の当施設内外でのトラブルについても同様とします。
3. 会員は、当施設において、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。
また、当施設の事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。

第 12 条

当施設は、本規約の改定及び変更、及び本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、当施設は改定日の1ヶ月以上前までに施設内への掲示及び当社ホームページにて会員に告知するものとします。

第 13 条

本規約は 2025 年 5 月 30 日より施行します。